

免許外教科教授担任許可および臨時免許状に関する一考察 ——技術科の教員養成の問題にふれて——

隈 部 智 雄

はじめに

戦後1947年、教育基本法、学校教育法が成立し、新制中学校が発足した。1949年には、学校教職員免許法が施行され、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」とされ、中学校の普通免許状は、「各教科別について授与するもの」とされた。しかし、当時、この法律にそい教員免許状を持つ教員をすぐに、すべての中学校に配置することはできなかった。そのために設けられたものが「臨時免許状」の規定であり、1948年の学校教職員免許法改正で、附則第二項に追加された「免許外教科の教授担任の許可である。中学校の普通免許状は、各教科について授与されるにもかかわらず、当該教科の普通免許状を持たないものが授業をでき、「担当する教科」に関する学力の有無は問われないのである。このことは、学校教職員免許法の法律の趣旨に反するとも言えるのである。これらはいずれも、例外的な措置であり、「当分の間」のことと規定されていた¹⁾。

然るに、1991年に総務庁行政監察局が行った「義務教育諸学校等に関する行政監察」により、免許外教科教授担任許可による授業担当の実態が明らかにされた。総務庁は1992年、文部省に対して、その改善の方法として、非常勤講師の配置の検討を勧告した²⁾。それを受けて文部省は1994年度から、「中学校非常勤講師配置調査研究補助」制度を創設した。それにより、免許外教科担任の許可件数が過去数年間、4万件前後あったものが36,051件となり³⁾、1995年度には24,600件（いずれも5月1日現在）になった⁴⁾と報告されている。多少、改善されてきたとはいえ、「当分の間」の例外的規定が現在も生き続けているのである。千葉県では、1991年に免許外教科担任の許可件数が減ったが、その減った数とほぼ同じ数だけ、臨時免許状の発行数が増えている。

技術・家庭科は1958年の中学校学習指導要領の全面改訂に際して発足した教科で、歴史が浅いこともあるが、そのうち技術科に関しては、他の教科に比べ、免許外教科教授担任許可によるものが多い。文部省教育助成局の調査によれば、1993年度において、当該教科の普通免許状を持たずに授業を担当した教員の数は、技術科が数学について二番目に多い。教科担任教員数の占める割合を考えれば、技術科が一番多いことになる。

技術科の教員に関する文部省初等中等教育局職業教育課の調査によると、1995年度において、技術科を担当した教員のうち、「免許外」で担当している教員は全国平均では27%である。しかし、

自治体による差が大きく、「免許外」が0は東京都だけで、54%を最高に、50%台が2県、40%台12県、30%台が9道県であり、千葉県は40%台でワースト・テンである。

本小論では、前半で、事例研究として千葉県について、千葉県教育委員会発行の各年度の『教育要覧』により、免許教科外教授担任許可件数の推移と免許教科外教授に対する考え方の変化について検討する。また、それらが文部省自身の「免許外教科教授担任」に対する姿勢によるものであることを、文部省発行の『教育委員会月報』などから明らかにする。

後半で、技術科の教員養成の歴史にふれ、全国の技術科の免許所有教員および技術科担当教員の免許状別教員数の推移を全国の状況について、文部省発行の『学校教員統計調査報告書』などにそって述べる。さらに、最近の初等中等教育局職業教育課の調査結果により、技術科の免許教科外教授に関わる問題点についてふれる。

最後に、『学校教員統計調査報告書』のデータが、必ずしも実態を正確にあらわすものでないことも指摘する。

1. 千葉県における「免許教科外教授担任許可件数」の推移と問題

千葉県教育委員会発行の『昭和29年度 千葉県教育要覧』には、第三章 学校管理、第十一節 教育職員の免許、四、免許教科以外の担任の項に、棒グラフで、教科別に「現職にある教員が免許された教科以外に授業を担任している数を図示」している。(グラフ中に、教科ごとの数が示されている。)「これによると、保健体育、国語、数学等において、免許状を所有せずに授業を担任している者が比較的多い。これは免許された教科以外の臨免を取得しているか又は免許法附則第二項の規定により教科担任許可書を所有しているものである」⁶⁾と解説している。翌昭和30(1955)年度の『千葉県教育要覧』には、第三章 学校管理、第九節、教育職員の免許に、「免許教科以外の教科について『許可証』により担任している数」の項に、教科ごとの実数が、表として示されている。免許状発行状況の解説のなかで、「教員組織の関係から、免許教科以外の教科を担任する『許可証』の発行数が相当あることが注目される」⁶⁾と述べている。

1956年度以後現在まで、各年度の『千葉県教育要覧』に、この免許法附則第二項の規定による免許外教科担任許可件数が教科ごとに示されている。しかも、1956年度から66年度、69年度から81年度については、教科別・出張所別の数が示されている。表1は、その制度が設けられた1954年度から1994年度までの「免許外教科担任許可件数」の推移を教科ごとにまとめたものである。

表2は、その間における千葉県全体の中学校数、学級数、教員数、生徒数(いずれも、『学校基本調査』による、公立、5月1日現在)の推移である。

1956年度版では、千葉県教委は「教諭免許状所有者が最も不足しているのは保健体育であり、数学、図画工作がこれに続いている」⁷⁾と解説し、1957年度では、「昨年度に比較して約五百件が減少しているが、依然として保健体育の許可数の多いのが、特に目立っている。なお、授業時間数の割合からみて、図工、音楽も、比較的多い」⁸⁾としている。

表1 免許外教科の教授担当許可証・臨時免許状交付の推移
 (千葉県教育委員会発行各年度の『千葉県教育要覧』より作成)

年度	免 許 外 教 科 の 教 授 担 任 許 可 証 交 付												臨 時 免 許 状	
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	英語	職業	合 計	
1954	215	150	190	120	115	200	300	42	—	49	131	151	1,663	—
1955	304	182	283	193	138	290	501	8	—	67	187	204	2,357	165
1956	234	139	273	165	129	266	414	20	—	46	159	140	1,985	187
1957	189	98	197	117	87	188	325	13	—	36	117	94	1,461	120
1958	193	91	203	137	85	199	330	25	—	38	121	108	1,530	52
1959	178	83	234	154	87	197	362	6	—	49	129	129	1,608	94
1960	199	109	288	146	89	216	351	23	—	59	167	131	1,778	72
1961	263	152	348	158	92	234	427	44	—	71	225	154	2,168	29
1962	242	159	359	148	97	216	373	59	94	59	203	18	2,027	25
1963	233	138	358	156	86	196	410	36	106	61	244	8	2,032	36
1964	205	130	379	182	94	181	395	48	96	50	244	6	2,010	19
1965	237	133	379	183	87	202	472	44	88	61	250	11	2,147	65,919
1966	222	137	378	178	103	203	413	82	115	73	226	4	2,134	21
1967	228	148	351	173	94	212	438	56	122	83	195	1	2,101	10
1968	287	158	383	175	97	204	438	80	128	96	206	1	2,253	10
1969	256	141	350	170	82	188	393	81	124	84	184	2	2,055	15
1970	272	139	358	178	79	189	351	62	138	94	188	0	2,048	54,528
1971	235	159	344	157	85	201	301	91	146	79	168	0	1,966	4
1972	278	134	286	153	67	220	475	200	153	102	152	0	2,220	4
1973	256	158	287	160	60	259	360	196	164	107	136	0	2,133	0
1974	265	138	287	139	60	266	283	219	187	135	125	3	2,107	2
1975	258	157	297	115	63	248	292	198	206	135	132	1	2,105	49,451
1976	269	158	277	117	54	268	285	278	206	151	127	0	2,190	0
1977	284	174	307	112	48	296	276	263	267	173	119	0	2,319	1
1978	286	177	317	98	48	289	246	117	262	176	124	0	2,140	8
1979	317	174	332	111	52	304	251	135	265	202	113	0	2,256	4
1980	303	150	339	118	54	315	243	42	244	172	129	0	2,109	42,378
1981	302	165	322	85	63	370	260	7	233	173	88	0	2,048	6
1982	287	149	339	79	67	354	277	15	269	207	90	0	2,133	3
1983	278	123	331	87	62	403	293	0	277	223	90	0	2,162	3
1984	285	136	348	78	69	429	294	7	327	221	101	0	2,285	39,953
1985	261	130	404	72	71	414	281	5	368	259	112	0	2,377	40,927
1986	285	143	357	90	82	426	292	9	351	262	104	0	2,401	40,409
1987	304	136	385	89	70	407	300	10	343	276	111	0	2,431	41,870
1988	297	127	345	111	90	409	270	5	356	283	122	0	2,415	42,144
1989	333	133	353	82	55	391	306	4	357	314	92	0	2,420	41,751
1990	304	122	349	77	50	429	283	4	398	323	108	0	2,446	41,212
1991	239	102	263	60	47	326	127	4	297	246	85	0	1,886	39,263
1992	245	108	273	79	44	323	220	0	302	244	196	0	2,034	40,407
1993	212	115	256	49	29	282	193	0	264	221	176	0	1,797	39,217
1994	179	97	211	56	20	199	122	0	211	176	150	0	1,399	30,651

(注: 1954から61年度の図工は美術の欄に記入。1954、59、62年度に職業指導2、1、2。合計は2,358、1,609、2,020。

全国公立学校合計は文部省発行各年度の『教育委員月報』より)

表2 千葉県の「学校基本調査」に関する基礎データ

年度	学校数	級 数	教員数	在学者数	年度	学校数	級 数	教員数	在学者数
1954	340	3,059	5,157	134,998	1975	268	4,113	7,036	156,749
1955	335	3,181	5,240	141,294	1976	268	4,283	7,326	165,037
1956	329	3,281	5,289	146,422	1977	277	4,587	7,807	178,266
1957	327	3,171	5,066	141,942	1978	288	4,832	8,286	188,625
1958	317	2,958	4,765	127,748	1979	303	4,935	8,531	192,372
1959	201	2,997	4,797	129,965	1980	306	5,196	8,961	205,256
1960	290	3,312	5,177	146,266	1981	317	5,577	9,594	221,160
1961	287	3,736	5,743	170,244	1982	323	6,050	10,304	242,280
1962	284	3,924	5,995	175,511	1983	330	6,257	10,697	252,334
1963	280	3,831	5,856	166,927	1984	338	6,529	11,172	262,958
1964	271	3,743	5,875	158,997	1985	348	6,746	11,583	273,362
1965	265	3,625	5,774	148,792	1986	352	6,892	11,806	279,631
1966	261	3,550	5,750	140,772	1987	359	6,902	11,861	277,937
1967	256	3,505	5,762	136,198	1988	364	6,717	11,704	268,774
1968	254	3,547	5,963	133,867	1989	365	6,618	11,579	254,890
1969	257	3,532	6,044	132,124	1990	369	6,573	11,637	242,704
1970	254	3,515	6,061	131,659	1991	371	6,538	11,744	232,793
1971	248	3,570	6,129	133,953	1992	373	6,341	11,367	224,814
1972	251	3,690	6,316	138,616	1993	374	6,042	11,054	212,726
1973	258	3,837	6,612	144,620	1994	377	5,859	10,841	205,092
1974	263	3,941	6,750	149,528	1995	378	5,717	10,708	198,526

1958（昭和33）年度版では、同教委は「免許法附則第二項の規則は、小規模な中学校等において各教科について有資格教員を得ることが出来ない場合、許可証によって教壇に立つことができる」と認めた特例である」とし、「従つて、これは、あくまでも暫定的なものであり、望ましくない措置と考えるべきであつて、教育実績向上の面からは、早晚解消されるべきであるが、実際は、教職員定数等の関係もあり、その許可件数は依然として減少することはなく、昭和三十三年度における許可数は、約一千五百件の多きに達する状態である。」「次頁の表は、昭和三十三年度における中学校の教科別、出張所別の許可証発行数の内訳であるが、特に体育、数学、図画工作等の許可において、有資格教員の不足を示している」⁹⁾と解説し、免許外教科担任をはっきりと「望ましくない措置と考えるべき」とし、「早晚解消されるべき」と認めている。

また、1959、60、61年度版では、「発行件数は、ここ数年来逐次減少の傾向にあるが、保健体育及び数学、図工の教科において、目立つて発行数が多く、該教科の有資格者の著しい不足が認められる」¹⁰⁾などの解説がつけられ、「有資格者の著しい不足」を確認していた。

しかし、62年度版では、こうした確認はなくなり、単に「許可件数の比較的多い教科は、保健体育、数学、国語、美術の順となつてゐるが、授業時数などの割合から考えると、昨年同様美術、保健

体育、数学、英語の順となつてゐる」¹¹⁾となり、63年度版では「許可総数は、昨年度とほぼ同じであり、教科別には、依然として保健体育、数学、英語の許可数が多くなっている」¹²⁾とされている。64年度版では、「許可総数は、昨年度とほぼ同じであり、教科別には、依然として数学、保健体育、英語が多い」¹³⁾となり、65、66年度は64年度とまったく同じ文章になつてゐる^{14) 15)}。67年度は「許可総数は、昨年度とほぼ同じであり、教科別には、依然として数学、保健体育、英語が多く、また、小規模学校が多い千葉を除く地方出張所管内に多い」¹⁶⁾。68年度版では「教科別ではここ数年、数学、保健体育、英語が多く、許可総数においても2000件をくだらない」¹⁷⁾と説明がついていた。しかし、69年度版以後は、「本年度交付状況は次表のとおりである」¹⁸⁾だけになる。

免許外教科担任に対して、千葉県においてはじめは、「あくまでも暫定的なものであり、望ましくない措置と考えるべきであつて、教育実績向上の面からは、早晚解消されるべきである」とされていたのに、次第に当たり前のことと考えるようになっていった様子がわかる。

2. 文部省の免許教科外教授担任許可に対する考え方の変化と臨時免許状

文部省は1986年度から、『教育委員会月報』に、2年前の「教員免許状の授与状況について」を掲載している。教科ごとの「免許外教科担任許可件数」を「へき地」と「へき地以外」にわけ、それらの「合計」を表にして示していた¹⁹⁾。そのなかから「公立中学校」に関わる数字をとりだし、その年次推移を表にまとめたものが表3である。また、「免許教科別の授与件数」の表のなかで「臨免」の数が示されていた。その年次推移を表にまとめたものが表4である。しかし、『教育委員会月報』(1995年3月号)の1993年度に関する「教員免許状の授与状況について」では、「臨免」の数も含む「免許教科別の授与件数」、教科ごとの「免許外教科担任許可件数」が掲載されていない。

『教育委員会月報』の「免許教科外教授担任許可件数」についての解説のなかで、文部省は「中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の中・高等部では、ある教科の教員採用が困難な場合、授与権者は一年以内の期限で当該教科の免許状を有しない教諭がその教科を担任することを許可することができるが（教育職員免許法附則第二項）」²⁰⁾と解説している。附則第二項に、「当分の間」との文言があるにもかかわらず、そのことにふれず、あたかも当然のことのように説明している。

文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編集の『教員免許ハンドブック I 法令・解説編』(発行 第一法規、平成2年6月20日)では「法令編 第1章 免許状の種類 第1節免許状主義」のなかで、免許状主義の特例措置の第1として、この免許外教科の教授担任の許可をあげて、この附則第二項について解説がなされている²¹⁾。ここでも、附則第二項のなかで「当分の間」となっていることについて、特に論及がない。

この附則第二項が追加された翌年(1954年)に発行された『新教育職員免許法・教育職員免許法施行法解説』で、文部省はこの規定について解説したなかで、「この特例の趣旨は、僻地の中学校等の小規模な学校においては、各教科にわたって有資格の教員を採用することができない場合があるので、これに対処する意味で設けられた規定である。しかしながら、これはあくまでも本来のた

てまえではないので、それらの事情が解消するまでの間の経過措置と考えられなければならない。この規定が、『当分の間』と限定されているのはこの趣旨からである」と説明している。さらに、「また、このような措置は、必ずしも望ましいことではないので、授与権者において許可する期間は、一年以内に限られているのである」²²⁾ことが強調されていた。

9教科10人の教員がいなければ、免許外教科担任者をなくすことはできないが、現在、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、義務標準法)により、校長を含め10人の教員を配置できる中学校は、学級数が5学級以上の中学校であり、それ以下の中学校では、「各教科にわたって有資格の教員を採用することができない」状況にあり、「当分の間」とした、この附則第二項は現在も生きることになっている。

義務標準法を改正しないかぎり、免許外教科担任をなくすことはできないのである。

表3 免許外教科の教授担任許可証交付の推移（文部省発行の各年度の『教育委員会月報』より作成）

年度	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	英語	職業	合計
1984	5,553	2,816	5,672	1,840	1,449	5,534	5,746	507	4,635	4,146	2,041	14	39,953
1985	5,532	2,923	5,878	1,820	1,452	5,467	5,837	431	5,019	4,409	2,133	26	40,927
1986	5,473	2,917	5,701	1,818	1,386	5,482	5,521	430	5,096	4,469	2,095	21	40,409
1987	5,550	3,096	5,944	1,977	1,438	5,559	5,575	376	5,388	4,703	2,243	21	41,870
1988	5,472	3,084	5,968	2,133	1,480	5,560	5,422	346	5,496	4,836	2,321	26	42,144
1989	5,614	3,079	5,818	2,026	1,319	5,488	5,280	297	5,551	5,517	2,148	14	41,751
1990	5,468	3,022	5,739	1,955	1,282	5,517	5,122	323	4,930	4,930	2,158	15	41,208
1991	5,010	2,814	5,482	1,819	1,135	5,339	4,603	340	5,460	4,708	2,540	13	39,263
1992	4,929	3,025	5,449	1,921	1,108	5,247	4,761	313	5,660	4,872	3,103	19	40,407
1993	4,803	3,058	5,433	1,747	987	5,081	4,775	148	5,375	4,628	3,168	9	39,212

(注：1993年度のデータは文部省教育助成局教職員課の資料による。)

表4 教科別 臨時免許授与件数の推移（文部省発行の各年度の『教育委員会月報』より作成）

年度	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	英語	職業	合計
1984	285	152	435	187	105	141	217	5	188	182	144	6	2,047
1985	295	197	492	198	117	126	205	6	202	204	164	3	2,209
1986	233	143	481	227	80	142	207	6	199	199	173	12	2,117
1987	232	112	364	152	87	118	182	7	217	217	131	4	1,785
1988	244	137	354	170	99	145	170	5	216	216	139	1	1,850
1989	272	162	369	193	79	151	204	20	221	221	182	1	2,049
1990	350	177	460	207	95	214	226	6	311	311	234	0	2,510
1991	436	281	581	257	88	348	257	9	332	332	390	3	3,276
1992	284	198	406	199	97	227	183	8	280	280	285	2	2,408
1993	299	167	434	202	72	218	203	10	280	280	285	7	2,418

(注：1993年度のデータは文部省教育助成局教職員課の資料による。)

現在、「義務標準法」による限り、すべての中学校に9教科10人の教員以上の教員を配置できないのであるから、文部省は、この「当分の間」は当然、生きつづけていると考えているのであり、前述の千葉県もそうした文部省の考え方をそのまま受け入れているのである。同じことは多くの自治体についても言えるであろう。

こうした中で、1991年、総務庁行政監察局は「義務教育諸学校等に関する行政監察」を行い、「中学校における免許外教科担当」の実態を明らかにし、1992年9月、文部省に対し、その解消方策として、非常勤講師の活用等の方策を勧告した。総務庁は、「免許外教科担当許可」が、小規模な学校だけでなく学校の規模に関係なくあり、「7学級以上の学校では、教員間の受け持ち時間数の調整を図るためとなっているものが多い」²⁰と指摘している。つまり、学校教育法施行規則で規定される授業時数は教科により違うため、いずれの学級規模の中学校においても、ひとりの教員の週当たりの受け持ち授業時数がある範囲内に抑えようとしたとき、9教科すべての教科について必要となる教員を整数の人数で揃えることは不可能なのである。東京都は以前から、教員の受け持ち時間数を決め、その時間数を越える時間については、免許状を持ったもの（例えば退職教員など）を非常勤講師として配置してきている。

東京都などいくつかを除く自治体では、非常勤講師の制度がないために、受け持ち時間数を越える時間数を当該教科の免許状を持たない教員が受けもたざるを得ない状況にある。いわば、制度そのものが持つ欠陥をカバーするために、結果的に教員間の受け持ち時間数の調整が行われることになっているのである。

「中学校非常勤講師配置調査研究補助」制度を有している自治体にしても、それが適用される中学校は、原則として五学級以下となっている²¹。学級規模に関係なく、この制度を適用するようになければ免許外教科教授担当の実態は改善されないのである。

表1の「臨時免許状」の欄の数字は、千葉県教育委員会の各年度版の『教育要覧』からとったものである。中学校について、臨時免許状は各教科について授与されるにもかかわらず、『教育要覧』では、教科の別は示されず、「臨時免許状」として、一括した数字が掲載されている。1991年度には、臨時免許状の数が596名と、その前年度の数字の20倍にもなっている。千葉県は対象にならなかつたが、この年は4月から9月にかけて総務庁が行政監察を行なった年である。免許外教科担任許可証交付数と、臨時免許状の数をたすと、91年度は2,482(=1,886+596)で、前年度の2,475(=2,446+29)とほぼ一致する。

1992年11月に出された総務庁行政監察局からの勧告をうけて、文部省は1993年4月5日に都道府県・指定都市教育委員会人事・免許主管課長会議を開き、免許外教科教授担任許可について指導を行った²²。千葉県では、4月7日付けで、学校教育部義務教育課管理係の名で、各地方出張所管理課長あてにつぎのような事務連絡をだして、その内容を伝達している。

免許外教科教授担任許可について

このことについては、平成5年4月5日の都道府県・指定都市教育委員会人事・免許主管課

長会議において指導がありましたので、許可に当たっては下記事項を考慮の上許可されるよう願います。

記

- 1 免許外教科教授担任の許可制度は、単に各教員の授業の持ち時間の平均化を図るためのものではなく、真にやむをえない事情がある場合に許可する趣旨であること。
- 2 校務分掌全体を考慮しつつ免許教科を優先して担当させること。
- 3 各学校の実情を授業担当一覧表等により十分調査の上、許可すること。

この文書に先立って、1993年2月23日付けで、千葉県の学校教育部義務教育課管理係は各地方出張所管理課長あてに次のような事務連絡を出している。

免許外教科教授担任許可について

のことについては、教育職員免許法附則第2項に、「許可を必要とする教諭は、授与権者の許可を受けて、1年以内の期間を限り、許可に係わる教科の教授を担任することができる。」とされています。

また、許可の権限は、市町村（千葉市を除く）立の中学校にあっては、その市町村を所管する地方出張所長に委任されているところです。

については、下記事項を確認の上許可されるよう願います。

記

申請及び許可について

- 1 申請は、当該学校の校長及び教諭の連名によること。
- 2 教諭のみ許可すること。
- 3 免許教科を担任しない場合は、許可しないこと。
- 4 許可できない場合、臨時免許状所有者を充てること。

1991年度に、突然、臨時免許状所有者が急激に増えたのは、行政監察局による免許外教科教授担任許可に関する監査が行われることを知った教育委員会の担当者が、上記の文書と同じような指導を行ったのではないかと考えられる。

臨時免許状は、教育職員免許法第四条の第4項に、「学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする」とされ、同条第5項で、「中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする（以下略）」とされている。さらに、同法第五条の第5項で、「臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する（以下略）」とされ、同法第六条は「教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」としている。そして、続く第2項においては、「学力、実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六又は第七の定めるところによって行わなければならない」と規定されており、中学校の臨時免許状の場合は、「前条第五項」に該当し、

「学力、実務の検定」の基準が設けられておらず、当該教科に関する学力を問われることなく、授与されることになっているのである。

臨時免許状は、このように「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」とされている。これは教育職員免許法が成立した当時、新制中学校が誕生、その教員が足りず、旧制中学校や旧制女学校、新制高等学校の卒業者を教員とせざるを得なかつたために設けられたものである。現在、教員免許状を取得しても教員になれないものが多数いるにもかかわらず、つぎの文部省の解説にあるように「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」との規定が拡大解釈され、教育行財政の貧困さをカバーするのに使われているのである。

さきの文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編集の『教員免許ハンドブック I 法令・解説編』(発行 第一法規、平成2年6月20日)は「法令編 第3章 教育職員検定による免許状授与の概要」のなかで、「臨時免許状授与の場合の教職員検定」の項で、「臨時免許状の授与については教育職員検定に合格することが必要である」²⁹⁾と述べ、続けてつぎのように解説している。

臨時免許状授与の要件の第一は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って授与されることである。ここにいう採用することができない場合とは、普通免許状を有する者で採用を願い出た者の数が採用予定者数より少ない場合のみならず、任命権者において、教員組織や財政上の必要により、または普通免許状を有する者で採用を願い出た者についての個人的な理由によって、普通免許状を有する者を採用することができないと認める場合を含むと解されている。

第二に、第五条第1項各号に該当しない者、すなわち欠格事由に該当しない者にのみ授与することができる。したがって、学歴として高等学校を卒業した者でなければ、臨時免許状を授与することができないのである。(以下略)

第三に、具体的な授与については、教育職員検定に合格することが必要である。教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務および身体について授与権者が行う(第六条第1項)のであるが、それぞれの検定の方法については教育職員免許法令上は規定を置いていないので、都道府県教育委員会規則で定めるところによるのである。

千葉県法令集によれば、この都道府県教育委員会規則に該当するものは、「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」²⁹⁾である。同細則は、臨時免許状の授与に関して、第八条つぎのように規定している。

免許法第五条第五項(中略)、施行法第二条第一項(中略)の規定により、免許法第六条第一項に規定する教育職員検定を受けて臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に第二条第一項第一号及び第二号に規定する書類のほか、臨時免許状を受けようとする者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が普通免許状を有する者を採用することができないことを証する書面及び次の各号に掲げる書類を添えて、現に勤務し、又は勤務しようとする学校の長を経て、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受検資格に関する証明書
- 二 健康診断書
- 2 前項第一号に規定する受検資格に関する証明書は、次の各号に掲げる場合について、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(以下略)

そして、同細則第九条は「臨時免許状の様式は、別記第六号様式とする」²⁰⁾と規定している。

つぎに、その第六号様式²⁰⁾を示す。

第六号様式（第九条）		
第 号		
(学校種別) 助教諭臨時免許状		
本籍地		
氏 名		
年	月	日生
上記の者に（教育職員免許法・教育職員免許法施行法）第 条の定めるところにより（下記の教科について）（学校種別）助教諭臨時免許状を（授与する・有するものとみなす）		
(記)		
年	月	日
千葉県教育委員会		印
授与条件		

なお、「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」の第八条のなかの「施行法第二条第一項」は（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）について規定したもので、第二条は「次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる」となっており、表の番号十七の下欄に「中学校助教諭の臨時免許状」とあり、その上欄の「ロ、文部大臣の指定する教員養成機関を修了した者」とある。千葉県の上述の事務連絡にいう「臨時免許状」はこれに該当するものと思われる。

以上みてきたように、「臨時免許状の授与については教育職員検定に合格することが必要である」とされているにもかかわらず、「臨時免許状」はすでに中学校のいずれかの普通免許状をもった教諭が、他の該当する教科の免許状を持った教諭がない場合、「臨時免許状」の授与を受けるために、上記の「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」の第八条に従い、学力に関する検定をうけることなく、臨時免許状の授与をうけることができることになっているのである。

3. 技術科の教員養成をめぐる問題

1958年の学習指導要領により、技術・家庭科が発足した。その際の課題は、教育課程審議会も答申のなかで、「技術科教育の効果を高めるため、教員養成と現職教育の強化徹底を図り、施設設備の整備に努める必要があること」と指摘していたように、施設設備の整備と技術科の教師をどう確保するかということであった。技術・家庭科を担当したのは、当時、图画工作と職業・家庭科を担当していた教師たちであったが、職業・家庭科の内容は農業を中心であり、工業関係を専攻した教師は非常に少数であった。ちなみに、職業・家庭科の教師の専攻別比率は、つぎのようであった。農業(30.5%)、工業(8.2%)、商業(11.8%)、水産(0.9%)、家庭(33.3%)、その他(15.4%)である³⁰⁾。

文部省は職業・家庭科から技術・家庭科への移行に備えて、技術・家庭科を担当するすべての教師を対象として、その資質の向上をはかるため、1959(昭34)年度から3か年計画で、各都道府ごとに、主に工業高校を会場に、「男子向き」12日間、「女子向き」4日間の実技講習を実施し、「男子向き」の受講者に、経過措置として新設の「技術」の二級普通免許状を授与した。

この講習会に1959年度には13,973名(うち男子教員8,063名、女子教員5,910名)が、1960年度には13,294名(うち男子教員7,154名、女子教員6,140名)が参加している。1962(昭37)年度以降も、引き続き毎年各種の現職教育講習会が開催されている。

これに先だって、1959(昭34)年の7月に教育職員免許法施行規則は改正され(文部省令第二十号)、男子向きの技術・家庭科の内容に対応する習得方法(職業イ)と農業、工業、商業および水産の教科の内容に対応する習得方法(職業ロ)とが二本建となり、また、家庭の教科に関する専門科目の単位の習得方法も改められた。

これをうけて、教員養成大学・学部での技術科の教員養成もはじまり、例えば千葉大学教育学部は、1960(昭35)年度から、それまでの職業科を、職業の免許状取得コースと技術の免許状取得コースとの二つに分け、一方を主専攻に、他方を副専攻の形で両方の免許状をとれるようにした。しかし、職業科の教官は農業を専攻したものがほとんどで、技術科が発足してしばらくは、担当教官がないため、理科や美術科で開講されている講義があてられた。職業科の教官の退官を機に、技術科教官が充足されていった。技術科の教官がそろったのは1977(昭52)年のことである。こうした状況は、全国どこの教員養成大学・学部の技術科でも見られたことであると思われる。

なお、千葉大学教育学部では、発足した1949年度から1960(昭35)年度まで二年制課程があり、職業科の学生は、四年制課程を卒業すると職業一級の免許状、二年制課程を卒業すると職業二級の免許状が取得できた。一級と二級の実際上の差がはっきりせず、当時職業科に対する一般の認識は低かった。そのため、四年制課程への入学者は少数であり、二年制課程の学生の方が多かった。また、職業科を副専攻する学生がおり、職業二級の免許状を取得するものも多かった³¹⁾。

表5は、技術の免許状所有教員の免許状別教員数と技術科担任教員の免許状別教員数を『学校教

員統計調査報告書』などからまとめたものである。詳しくは後述するが、この表の中に、参考として1959年度の職業の免許状所有教員数を示した。一級より、二級が多いのは、職業科時代からの教員が多くいたことと、新制大学が発足し教員養成大学・学部での教員養成のなかで、職業については、先に述べた千葉大学でのような状況が全国的に存在し、二級免許状を持つものが多かったことによるものと思われる。

この表の1962年度の技術の二級免許状所有者の中には、1959、60、61年度の先に述べた12日間の認定講習により免許状を取得したものと考えられるが、はじめの二年間に受講した教員数15,217名より少ない。それは、1959年度の職業の免許状所有者数に比べてもかなり少ない。それは、以下の事情による。

すなわち、1961年の教育職員免許法の改正（昭和36年 6月 8日法律第百二十二号）で、附則の第六項は、

中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する中学校教諭の技術の教科についての二級免許状を授与することができる。

とし、さらに、第七項は

中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科の教授を担任しているもののうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

とした。従って、いわゆる「12日間講習」を受講しても、技術二級の免許状の授与を受けるためには、手続きが必要だったのである。しかも、この法改正は、1959、60年度の講習会が修了したあと61年 6月に行われたため、1962年度の技術・家庭科のスタート時点では、技術二級の免許状を持つものが少なかったものと考えられる。

千葉県では、1961年度の『教育要覧』に「調査の結果、附則第6 項の規定に該当し、昭和37年4月1日をもつて技術の教諭 2級普通免許状を授与することのできるものは、約750名（正確には746名）と見込まれている。したがつて技術の授業担任については、一応支障はないものと思われる」³²⁾ とあるが、1962年度の『教育要覧』の「教科別所有免許状数（中学校）」の表によれば、技術は590となっている。前年度の見込みより、146名少ない³³⁾。94名の免許外教科担任（表1による）が技術科を担当していた。なお、職業科の免許状をもつものが674名いたが、彼らの相当数も技術

を担当したと思われる。

あとで述べるように、技術科の免許状所有教員数と技術科担当教員数との間に各年度とも、大きな差がみられる。これはほかの教科にも見られる傾向である。技術・家庭科がスタートした当時も同じ状況が見られた。これは、一人で2以上の教科の免許状を持っていたからである。技術科の免許状を持ちながら、他の教科の免許状をもっているために、技術科以外の教科を担当するという場合も多かったのである。1963年度の『学校教員構成等調査報告書』の「専任教員数の担任教科数別構成」によれば技術・家庭科の男子向きを担任する教師のうち、一教科担任、二教科担任とも約40

表5 技術の免許所有教員の免許状教員数と技術科担当教員免許状別教員数

年 度	技術の免許所有教員数と技術科担当教員の別	計	普通免許状		臨時免許状	仮免許状	無し
			一級	二級			
1959年度 (職業)	免許所有教員数	33,776	9,659	22,673	664	780	
	担任教員数		(職業家庭となっていてわからない)				
1962年度	免許所有教員数	11,838	1,181	10,170	114	373	
	担任教員数		(技術家庭となっていてわからない)				
1965年度	免許所有教員数	24,455	1,831	21,620	1,004		
	担任教員数	21,399		15,573	1,250		4,576
1968年度	免許所有教員数	20,944	3,006	17,716	222(助教論)		
	担任教員数	19,544		14,346			5,198
1971年度	免許所有教員数	19,155	3,088	16,067			
	担任教員数	18,134	2,502	9,132	6,500		
1974年度	免許所有教員数	19,070	4,042	15,028			
	担任教員数	17,493	3,155	8,550	5,787		
1977年度	免許所有教員数	19,347	5,122	14,225			
	担任教員数	17,558	4,159	7,713	5,686		
1980年度	免許所有教員数	10,368	7,458	2,910			
	担任教員数	17,774	6,006	2,020	9,748		
1983年度	免許所有教員数	17,017	8,766	8,251			
	担任教員数		(技術家庭となっていてわからない)				
1986年度	免許所有教員数	17,863	10,014	7,849			
	担任教員数		(技術家庭となっていてわからない)				
1989年度	免許所有教員数	14,608	10,093	4,515			
	担任教員数		(技術家庭となっていてわからない)				
1992年度	免許所有教員数	13,432	10,591	2,841			
	担任教員数		(技術家庭となっていてわからない)				

(註) 1959、62、65年度は『学校教員調査報告書』、68年度『学校教員需給調査報告第2分冊(教員構成調査)』、71、74、77、80、83、86、89、92年度は『学校教員統計調査報告書』から作成。

1983、86、89年度の免許所有教員数は、中学校の本務教員数(公立)(1989年度の『学校教員統計調査報告書』P.6より)に普通免許状所有者の免許教科別構成比率(各年度の『学校教員統計報告書』より)を乗じて求めた。1992年度の免許所有教員数は、92年度『学校教員統計調査報告書』の中学校の本務教員数(公立)に、免許教科別構成比率を乗じて求めた。

1962、65、68年度の免許所有教員数の合計には、「臨時免許状」、「仮免許状」を含む。

1971、74、77、80年度の担任教員数の「臨時免許状」の欄の数字は、免許外教科担任許可の数を含む。

%、三教科以上担任が約20%になっている。当時職業教育課教科調査官であった鈴木寿雄は、1967年に「技術・家庭科では、1教科担当者の占める割合が必修教科中最低で、他教科を主としこの教科を兼任する者が、現職教育に熱意を示さない」ことを問題点として指摘していた³⁴⁾。

表1によれば、千葉県では、1962年度に技術・家庭科がスタートした際、技術科の免許外教科教授担任許可によるものは94名で、家庭について二番目に少なかった。それは、翌93年度には家庭、音楽につき三番目に少なくなっている。しかし、その数は1971年度まで毎年増加し、75年度には200名を越す。72年度から76年度までは四番目ないし五番目と、免許教科10教科のなかでは少ない方であった。77年度からは四番目に多い教科に変わり、81年度から、83年度までは五番目に多い教科となる。さらに84年度にはその数が327と300台になり、三番目に多い教科となる。その数はさらに増加し、88年度には、二番目に多い教科となった。91年度以後、臨時免許状が増えた。その後各教科とも免許外教科教授担任が減少したことにより、技術科はついに、94年度には、免許外教科教授担任の数が最も多い教科となった。

以上、免許外教科教授担任の数の絶対数を問題にしてきた。しかし、それぞれの教科の担任教員総数ないし各教科の授業時間数に対する割合を考えれば、技術科は免許外教科担任のとりわけ多い教科であるといえる。他の教科と違い、技術科の免許状を持たない教師にとって、中学校時代の技術・家庭科で学んだ知識と技能だけが頼りである。技術・家庭科がスタートする以前に中学校を卒業した教師の場合は、それすらなしに授業を担当せざるを得なかつたのである。「この地区は、技術の先生が少なく、免許状を持った先生がいない学校では、教頭が担当する場合が多い。私も教頭時代に技術を担当したことがあるが、大変困った経験がある。天気がいい日は、生徒をそとにだして、野球やソフト・ボールをやらせればいいが、天気の悪い日が特に困った。私は免許教科が理科なので、オームの法則を教えて、その計算をやらせていたことがある」(千葉県のある中学校の校長)ということになるのである。

表6は文部省による『学校教員統計調査報告書』から、1974年度以後の「担任教科別 中学校教員 免許状別 教員構成」のうち、公立中学校に関する部分をまとめたものである。1974、77、80年度については、83年度以後のものと比較するために人数で示されているデータをもとに、構成比を計算して求めた。表中の「その他」とは、「教育職員免許法附則第2、第4、第14項に該当する者及び臨時免許状の所有者である」が、教育職員免許法附則第4項は、職業に関するもの、同第14項は、特別免許状に関するもので、いずれも該当者はわずかである。「その他」に該当するものは、免許教科外担任許可証および臨時免許状で、当該教科の免許状を持たずに授業を行う者であることも意味する。また、1989、92年度の一欄には専修免許を含んでいることにも注意したい。

この表において、技術・家庭は1980年度までは、男子と女子に分けられていたが、1983年度以後、ひとつの教科として扱われている。

表6から、英語以外の教科は調査年度ごとに、ほぼ、一級(ないし一種)が増え、二級(ないし二種)と「その他」が減少している。1992年度には、理科、社会の一欄が80数%になり、国語、数

表6 担任教科別 中学校教員 免許状別 教員構成(公立)

年 度		国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技術・家庭		英 語
		男 子	女 子								
1974	一 級	57.9	73.2	55.0	71.1	52.4	44.6	44.3	18.0	40.2	64.3
	二 級	20.2	15.9	21.3	16.6	29.2	17.3	22.3	48.9	36.7	23.8
	その他の	21.8	11.0	23.7	12.3	18.4	37.5	33.4	33.1	23.1	11.9
1977	一 級	65.4	77.6	61.0	79.2	61.9	50.6	51.8	23.7	41.4	72.7
	二 級	16.6	12.2	18.7	12.1	25.0	16.1	19.8	43.9	32.6	17.5
	その他の	18.0	10.2	20.3	8.7	13.1	33.2	28.4	32.4	26.0	9.8
1980	一 級	64.6	77.5	62.1	78.7	64.3	48.5	58.0	33.8	45.8	72.9
	二 級	10.7	7.2	8.4	8.3	19.5	11.8	14.2	11.4	21.4	11.1
	その他の	24.7	15.3	29.6	13.0	16.2	39.7	27.8	54.8	32.8	16.1
1983	一 級	68.8	82.1	67.6	84.1	67.3	52.3	65.1	43.8		80.4
	二 級	11.7	6.7	10.3	6.3	19.9	13.1	13.4	23.4		9.8
	その他の	19.6	11.2	22.1	9.6	12.8	34.5	34.5	32.8		9.9
1986	一 級	71.2	84.2	69.3	85.6	67.1	53.2	69.3	45.0		79.6
	二 級	11.2	5.7	10.1	5.2	19.3	12.1	10.6	21.6		10.3
	その他の	17.6	10.1	20.5	9.2	13.5	34.7	20.1	33.4		10.1
1989	一 種	73.0	82.6	71.4	87.6	72.0	55.9	71.3	46.6		79.2
	二 種	9.2	4.7	7.3	3.1	15.7	9.8	9.3	16.7		7.1
	その他の	17.8	12.6	21.3	9.3	12.3	34.2	19.4	36.7		13.7
1992	一 種	74.6	84.1	72.7	85.8	72.2	57.2	76.2	50.7		75.9
	二 種	7.7	3.8	6.3	3.3	16.9	11.5	6.7	13.0		8.0
	その他の	17.7	12.1	21.0	10.9	10.9	31.3	17.1	36.2		16.1

(註) 各調査年度の『学校教員統計調査報告書』から作成。

学、音楽、保健体育、英語の一種が70%をこえているのに対し、技術・家庭の一種は50.7%ともっとも低い。ただし、英語の場合、一級は83年度に80%になったあと、以後、少しずつ減少している。

ここで再び、表5に注目したい。1959、62、65年度は『学校教員調査報告書』、1968年度は『学校教員需給調査報告書 第2分冊(教員構成調査)』、71年度以後は『学校教員統計調査報告書』による。1971、74、77、80年度の「担任教員数」のうち、「臨時免許状」の欄は、表2の「その他の」に対応し、「教育職員免許法附則第2、第4、第14項に該当する者及び臨時免許状の所有者である」。

1983、86、89年度の免許所有教員数は構成比で示されているので、中学校の本務教員総数(公立)に免許教科別教員構成比を乗じてそれを求めた。1983、86年度の中学校の本務教員総数(公立)は1989年度の『学校教員統計調査報告書』による。前述したように、1989、92年度の「一種」には専修免許を含んでいる。

技術の免許状所有教員数(一級(一種)と二級(二種)の合計)は、1962年度11,351から、65年度に23,451と増えたあと、68年度に20,722となる。以後その数は、19,155、19,070と減少し、77年度に19,347と増えたあと、80年度に10,368と急減する。その後、83年度に免許状所有教員数は17,017、86年度に17,863と増え、89年度に14,608、92年度に13,432と減っている。1980年度の数字

はその前後の数字と比べて小さすぎる。一級（一種）の免許状所有教員数は、1962年度に1,181で、以後、1,831、3,006、3,088、4,042、5,122、7,458、8,766、10,014、10,093、10,591人と増加しているのに対し、二級（二種）の免許状所有教員数は、1962年度10,170から1965年度21,620となり、以後17,716、16,067、15,028、14,225と減少している。その後、技術の二級（二種）免許状所有教員数は80年度に2,910となり、83年度に8,251と増え、7,849、4,515、2,841となっている。

技術科担任教員数は、1962年度の教科区分が技術家庭となっており、正確にはわからない。65年度には、23,451人が普通免許状（一級：1,831、二級：21,620）をもっていたが、そのうちの15,573人しか、技術科を任せず、臨時免許状によるものが1,250人、「所有せず」（免許教科外担任許可によるものか）が4,576人も担当している。68年度には20,722人が普通免許状（一級：3,006、二級：17,716）をもっていたのに、「無し」の5,198人が担当している。1971、74、77、80年度には、普通免許状所有者は、19,155、19,070、19,347、10,368人いたにもかかわらず、そのなかの11,634、11,705、11,872、8,026人しか技術科を任せず、免許教科外担任許可と臨時免許状によるものが、6,500、5,787、5686、9,748人も担当していた。ここでも、1980年度の数とりわけ、普通二級の免許状をもつものの数が少ない。1983年度以後は教科区分が技術家庭となっており、技術科担任教員数はわからない。

表7「新規卒業者の技術科免許状取得状況と教員就職状況」は、各年度の文部省教育助成局教職員課による『教員養成関係統計資料』をもとに作成したものである。ただし、1963～1965年度は『学校教育全書14家庭・技術』による（現職教育による上級の免許取得者を含む）。1981年度から87年度までは、年平均416人が技術の教員として就職していたが、88、89年度には年平均324人と減少

表7 新規卒業者の技術科免許状取得状況と教員就職状況

年 度	技術 1 級	技術 2 級	助 教 諭	就 職 者	年 度	技術 1 級	技術 2 級	助 教 諭	就 職 者
1963年度	466	507	136	237	1984年度	(400) 822	(40) 65		(240) 411
1964年度	566	296	147	204	1985年度	(400) 864	(47) 73		(265) 420
1965年度	550	275	173	207	1986年度	(408) 761	(39) 70		(284) 410
1977年度	(304) 511	(31) 115		(196) 281	1987年度	(400) 793	(45) 75		(294) 415
1978年度	(312) 567	(25) 84		(186) 346	1988年度	(397) 836	(44) 66		(253) 322
1979年度	(373) 668	(38) 104		(170) 293	1989年度	(430) 820	(40) 41		(263) 326
1981年度	(401) 744	(37) 71		(235) 416	1990年度	(383) 1,110	(52) 98		(223) 284
1982年度	(412) 801	(29) 69		(254) 432					
1983年度	(393) 744	(39) 77		(246) 410					

（注）年度は免許状取得の年度。（ ）は教員養成大学・学部卒業者で、内数。

表8 技術・家庭科免許外担当教員数など

年 度	技 術 系 列					家 庭 系 列				
	担当教員数	うち免許数	担当教員数に対する比率	うち免許外	担当教員数に対する比率	担当教員数	うち免許数	担当教員数に対する比率	うち免許外	担当教員数に対する比率
1986年度	人 17,587	人 12,746	% 72.5	人 4,841	% 27.5	人 18,473	人 14,220	% 77.0	人 4,253	% 23.0
1987年度	17,819	12,703	71.3	5,116	28.7	15,761	11,407	72.4	4,354	27.6
1988年度			70.9		29.1			72.3		27.7
1989年度	17,530	12,369	70.6	5,161	29.4	15,679	11,113	70.9	4,566	29.1
1993年度	16,282	10,934	67.2	5,348	32.8	14,487	9,943	68.6	4,544	31.4
1994年度	15,454	10,839	70.1	4,615	29.9	13,975	9,943	71.1	4,032	28.9
1995年度	14,916	10,841	72.7	4,075	27.3	13,402	9,762	72.8	3,640	27.2

(注) 文部省初等中等局職業課調査による。

し、90年度には284人となっている。その後の資料を入手していないが、中学生の減少とともになう教員採用数の減少のなかで、技術の免許状取得者の教員就職者数は、毎年減少しているものと思われる。

表8は文部省職業教育課の調査による、各年度の技術・家庭科担任の技術系列、家庭系列の担任教員数、免許教科外担人数教員数などをまとめたものである。一級・二級(ないし一種・二種)別の数はわからないが、1986、89年度について、表5によれば、普通免許状所有者は17,863、14,608人いたにもかかわらず、表8によれば12,746、12,369人しか技術科を任せせず、4,841、5,161人が技術の免許状なしに技術科の授業を担任している。

この表には載せてないが、1986、89年度について、技術担当教員と家庭科担当教員合計に対する免許外担当者の割合は、25.2、29.3%で、先の表6の技術・家庭科の「その他」の数字の33.4、36.7%と大きな違いがある。

この違いについてはのちに触れるが、この職業教育課の調査は都道府県の技術・家庭科担当の行政担当者によるもので、ほぼ、実際に近い数字である。都道府県ごとの数字が示されているが、ここには示さない。とんでいる年があるが、1986年から89年までの技術系列を担当教員は17,000人台であったものが、1993、94、95年と減少している。また、技術の免許状をもって、技術科を担任する教員も1986年以来減り続けている(94年度と95年度はほぼ同じ)。免許外担当者は93年度以後減少し、担当教員に対する比率も減少している。これらに関しては、家庭系列もほぼ同様の傾向にある。

免許外担当者の比率が、減少していることは、一見望ましいことのように見えるが、これは、現行の教育課程が93年度から完全実施され、技術・家庭科の授業時数が第三学年において、年間70～105時間(週2～3時間)となり、週2時間と少な目に課すところが増えていることによるのである。生徒数の減少により、学級数が削減され、それにともなって教員数が減らされる場合、授業時間の少ない技術ないし家庭科の教員が減らされ、第三学年での技術・家庭の時間を週2時間にする

学校が増えてしまうのである。

ちなみに、文部省調査によれば、第三学年の技術・家庭科の時間数を年間105時間とする学校が93年度は57.3%であったけれども、94年度は49.5%と減少している。年間70時間の学校は93年度が37.2%、94年度が44.8%と逆に増加している。

おわりに

表5において、1980年度の二級の免許状所有教員数が77年度の14,225から2,910と、11,315人も急減している。一級の免許状所有教員数の77年度と80年度の差が2,336人とその前後の三年間に比べて1,000人ほど多い。それらの多くは「12日間講習」受講による技術二級の免許状取得者のうち、「教職経験15年による一級免許状取得」により、一級免許状所有者になったものと考えられる。二級免許状所有教員が一人以上も減ることはありえない。83年度に二級免許状所有教員が5,000人以上も増えていることから考えてもおかしいと言える。そのことについて筆者が『学校教員統計調査報告書』に関する文部省大臣官房調査統計企画課の担当者に問い合わせたところ、同係官は数字がおかしいことは認めたが、なぜそのようになったかについてはわからないと返答した。

この学校教員統計調査（指定統計第62号）は、1947年から実施していた学校教員調査（指定統計第9号）と1953年度から実施していた学校教員需給調査（指定統計第62号）を1968年度に学校教員需給調査として統合し、その後1971年度にその名称を学校教員統計調査と変更して、ほぼ3年ごとに実施されているものである。学校教員調査、学校教員需給調査は全ての学校の教員全員を対象にしていたのに対し、学校教員統計調査のうち、教員個人調査については、抽出された学校の本務教員全員を対象としている。抽出率は都道府県、年度によって違っている。1968年度から80年度まで、調査結果は人数で示されていたが、その数字は実数を示すものではなかった。1983年度からは、調査結果はすべて、構成比で示されている。当時の担当者が、80年度の結果から、事実を示せないことに問題を感じ、人数ではなく構成比で示すようにしたものと考えられる。

『学校教員統計調査報告書』の「まえがき」によれば、「この調査は、教員の属性、職務態様及び採用・離職の異動の状況等を調査し、教員に関する諸施策を検討・立案するための基礎資料を整備することを目的としているとのことである。教員個人調査に関する部分は、しつゝ調査ではなく、抽出調査で、「教員個人調査の統計表は標本数にウェイトを（母集団の数／標本数）をかけた推計値から求めた構成比である」とのことである。しかし、構成比は、教員に関する諸施策を検討・立案するための基礎資料となり得ないと考えられる。義務教育諸学校の場合、教員をめぐる諸条件は都道府県ごとに非常に違いがあるので、全国のデータをひとつにまとめるのではなく、都道府県ごとの実数によるデータこそが必要と考えられる。『学校教員統計調査報告書』の「教員個人調査の統計表」は活用されにくいものといわざるを得ない。抽出調査による推計ではなく、しつゝ調査による結果の人数によるデータのほうが、教員に関する諸施策を検討・立案するための基礎資料となりうるものと考える。

1991年の義務教育諸学校等に関する行政監察を担当した総務庁行政監察局の担当者は、免許教科外教科担任許可の制度を改善するには、「義務標準法」の改正によるしかないと述べていた。しかし、「義務標準法」は中学校の教員数が生徒数により決まる学級数のみを基礎に決められ、中学校の教員免許が教科について授与されること、各教科の授業時間数が違うこと、学校の規模によらずほぼ同じ数ある校務分掌などについて、なんらの配慮がなされていないことなど、様々な問題を含んでいる。一般に「中学校非常勤講師配置調査研究補助」制度により、免許教科外教科担任許可は減少するとしても、技術科のように授業時間数が少なく、免許状を持つ教員の少ない教科については、改善は難しいと思われる。「義務標準法」の改正を進めつつ、「義務標準法」の抜本的改革を行い、中学校の設置基準をつくることが必要であろう。それとともに、教育職員免許法を改正して、免許状主義の例外的措置である、免許教科外教科担任許可の制度と臨時免許状をなくすことが必要である。

〔註〕

- 1) 教育職員免許法、教育職員免許法施行法は、文部省教職員課教員養成・免許制度研究会編集の『教員免許ハンドブック I 法令・解説編』(1990年、第一法規)によった。
- 2) 総務庁行政監察局編『小・中学校を巡る教育行政の現状と課題』1992年、p.103.
- 3) 文部省教育助成局地方課『教育委員会月報』第46巻第5号、1994年8月、p.53.
- 4) 文部省教育助成局地方課『教育委員会月報』第47巻第5号、1995年8月、p.46.
- 5) 千葉県教育委員会編『昭和29年度千葉県教育要覧』1955年、p.62.
- 6) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和30年度版)』1956年、p.65.
- 7) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和31年度版)』1957年、p.65.
- 8) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和32年度版)』1958年、p.65～p.66.
- 9) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和33年度版)』1959年、p.70.
- 10) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和34年度版)』1960年、p.46.
- 11) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和37年度版)』1963年、p.73.
- 12) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和38年度版)』1964年、p.61.
- 13) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和39年度版)』1965年、p.56.
- 14) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和40年度版)』1966年、p.55.
- 15) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和41年度版)』1967年、p.65.
- 16) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和42年度版)』1968年、p.56.
- 17) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和43年度版)』1969年、p.71.
- 18) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧(昭和44年度版)』1970年、p.77.
- 19) たとえば、文部省教育助成局地方課『教育委員会月報』第434号、1986年10月、p.69.
- 20) 同上、p.58～59.

- 21) 前掲、『教員免許ハンドブック I 法令・解説編』 p.9.
- 22) 前田充明、上野芳太郎共著『新教育職員免許法・教育職員免許法施行法解説』1954年6月、学芸図書株式会社、p.88.
- 23) 前掲、『小・中学校を巡る教育行政の現状と課題』1992年、p.108.
- 24) 前掲、『教育委員会月報』第46巻第5号、1994年8月、p.56.
- 25) 全日本中学校長会編『中学校』No.477、1993年6月、p.44.
- 26) 前掲、『教員免許ハンドブック I 法令・解説編』 p.106~107.
- 27) 「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」『千葉県法規集 第15巻』第一法規出版株式会社、p.1022.
- 28) 同上、p.1023.
- 29) 同上、p.1061.
- 30) 鈴木寿雄「担当教師の資質をめぐる問題」『学校教育全書14家庭・技術』1967年、『全国教育図書』1967年、p.70.
- 31) 百年史編集委員会編『百年史 千葉大学教育学部』1981年11月、p.1118~1125.
- 32) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧（昭和36年度版）』1962年、p.61.
- 33) 千葉県教育委員会編『千葉県教育要覧（昭和37年度版）』1963年、p.73.
- 34) 前掲「担当教師の資質をめぐる問題」p.70.